



長野県報

8月19日(木)
平成16年
(2004年)
第1585号

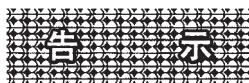
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）	2
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質による汚染区域の指定（水環境課）	2
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	3

公告

一般競争入札（管財課）	4
平成17年度長野県看護大学学生の募集（医務課）	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室）	8
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更承認（農村整備課）	9
一般競争入札（監理課技術管理室）	9
一般競争入札（教学指導課）	10



長野県告示第489号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年8月19日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

社会福祉法人糸の会

2 事業の種類

精神障害者小規模通所授産施設キャロットハウス建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市大字柳原字土橋南地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

精神障害者小規模通所授産施設キャロットハウス建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に規定する社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である社会福祉法人糸の会（以下「糸の会」という。）は、理事会において施設の整備につき承認されており、また、事業遂行について必要な財源措置を講じていること

から、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

糸の会が現在運営するキャロットハウスは、食品加工用野菜の下ごしらえを作業内容とする精神障害者のための小規模訓練施設であるが、県内にある同様の施設の中でも比較的高い賃金を維持していることなどから、一般企業への就職のためのステップとしても利用希望者が多く、待機者もいる状況となっている。

しかし、現在の施設は、民間会社の倉庫の一角を借用しているため、野菜の下ごしらえという初期の作業とはいえ、食材を扱う場としては衛生面においてあまり良好ではないえに作業スペースも狭いことから、利用者の作業環境が整っているとは言えないのが実情である。さらに、倉庫の貸主からは、自社の事業拡張を理由に、施設の移転を要請されているため、糸の会では利用者のために早期に新しい施設を確保する必要に迫られている。

また、糸の会が所在する長野市においても、精神障害者の社会復帰のための施設が大きく不足し、多くの利用希望者への対応ができないため、施設の充実が重要な課題となっていることもあり、糸の会は、施設の移転要請を機に、利用者の作業環境の改善と定員の増加を図ることとしたものである。

本件事業の施行により施設が完成すれば、社会復帰をめざす利用者の作業環境が充実するほか、定員の増加によってより多くの人が施設の利用機会を得ることが可能となり、利用者の就労意欲の向上が図られる。また、利用者は、当該施設

をステップとした一般企業への就職の機会がさらに増え、社会復帰し易くなることが期待される。さらに、施設内に地域住民との交流の場を設けることにより、利用者の社会参加が促進される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、道路のほか果樹や野菜の畠に接しているが、建設する施設は日照に配慮した配置であること、隣接地所有者や近隣住民の理解が得られていることなどから、周辺の土地利用及び生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

糸の会は、民間会社の倉庫の一角を借用し現在の施設を運営しているが、利用者の作業環境が整っているとは言えないうえに、貸主からは施設の移転要請がされ、早期に新しい施設を確保する必要に迫られている。また、糸の会が所在する長野市においても、精神障害者の社会復帰のための施設が大

きく不足し、多くの利用希望者への対応ができていないため、施設の充実が重要な課題となっている。以上から、本件事業は、早急に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）に掲げられる設備を設けた施設の整備及び駐車場、通路その他の整備のために必要な面積に限られるものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所

企画課

長野県告示第490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年8月19日

長野県知事 田中康夫

指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問看護ステーションメロディー	松本市篠賀3967番地7	平成16年8月16日

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所「楽寿の里戸隠」	上水内郡戸隠村戸隠581番地	平成16年8月16日

高齢福祉課

長野県告示第491号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成16年8月19日

長野県知事 田中康夫

1 指定する区域

飯田市山本4836及び4837の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ジクロロメタン

水環境課

選告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のように改正します。

平成16年8月19日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

表中 「 松本市笛賀農村環境改善センター　　〃 大字笛賀2929番地
松本市総合社会福祉センター　　〃 双葉4番16号　　〃　　」 を

「 松本市笛賀農村環境改善センター　　〃 大字笛賀2929番地　　〃　　」 に、

「 松川勤労者総合福祉センター　　〃 松川村5777番地82　　松川村選挙管理委員会　　」 を

「 松川村生涯学習センター　　〃 松川村5777番地82　　松川村選挙管理委員会　　」 に改める。

選挙管理委員会